

新築や増改築を
手がける
建築会社・設計事務所を
対象に
定額20万円を
補助いたします！



道内の建築会社、設計事務所の皆様へ

「道産木材住宅建設促進事業」のご案内

「道産木材住宅建設促進事業」は、住宅分野における道産木材の利用促進を図るため、道産木材を利用した住宅の「新築・増改築に係る費用」に対して北海道が補助を行う事業です。対象はHOKKAIDO WOOD HOUSE建築推進業者認証制度にて認証された建築会社や設計事務所 で、審査のうえ1棟につき定額20万円を補助*いたします。

※第2回は約30棟を予定していますが、予算に限りがあるため、審査要領に基づき補助対象者を選定します。審査内容は公表しませんので予めご了承ください

- 対象者
HOKKAIDO WOOD HOUSE建築推進業者
- 申し込み期間(第2回)
令和7年10月20日(月)～11月7日(金)
- 申し込み方法
メール、郵送および持参
- 提出先
〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11 大五ビル5F
一般社団法人 北海道ビルダーズ協会
TEL:011-215-1112 E-mail:hojo@do-ba.net

ホッカイドウ ウッド ハウス
HOKKAIDO WOOD HOUSE建築推進業者認証制度とは？

基準を満たした道産木材の使用によって道に認証された住宅「HOKKAIDO WOOD HOUSE」を積極的に建築しPR等を行っていただく工務店や設計事務所等を、北海道が認証する制度です。詳しくはこちらをご覧ください。



「道産木材住宅建設促進事業」の詳細は、
こちらをご覧ください



目的・内容

道産木材の利用を促進するため、住宅の新築・増改築に係る費用に対して補助を行う。

補助額

定額 **20万円** / 棟

補助対象者

HOKKAIDO WOOD HOUSE建築推進業者
(詳細は道のHP「HOKKAIDO WOOD HOUSE
建築推進業者認証制度」をご確認ください)



補助対象住宅

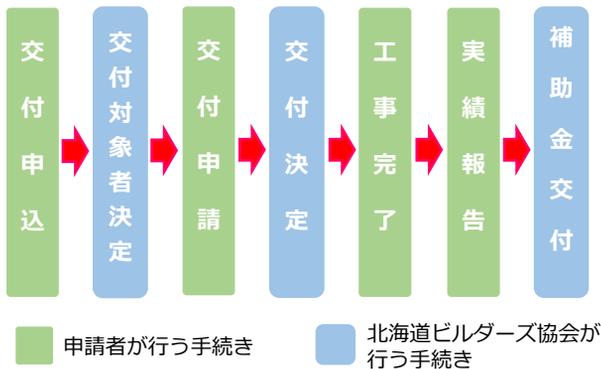
次の要件を全て満たすものとする。

- ①道内に建築する一戸建て（持家住宅に限る）
- ②延床面積 **1㎡あたり0.1㎡以上の道産木材を利用していること**（外構施設である車庫等、自動車や自転車用の施設の面積は含めない）
- ③延床面積が **70㎡以上** であること（増改築の場合は、増改築する部分が対象）
- ④ **R7.4.1以降** に工事が行われ、**R8.1.31迄** に完了すること。（検査済証の交付年月日を工事の完了日とする）
- ⑤国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと

※使用する道産木材は、**木材の産地及び合法性が証明**された木材・木材製品とする。

※申請書類の審査を経て採択が決定されますので、申請内容が要件を満たしていても採択されない場合があります。あらかじめご了承ください。

事業の流れ



高い利用率



利用量の多さ



PR効果が高い取組

優先採択基準

◎ 次の8つの基準に基づき、評価ポイントが高い住宅を優先。

なお、**原則として③については必須とする。**

(HOKKAIDO WOODを利用する建築事業者を増やすため、同じ申請者から複数の申請があった場合は件数を考慮し審査する。)

- ①道産木材の利用量
- ②道産木材利用率
- ③ **HOKKAIDO WOOD HOUSE**※の認定を受ける住宅
- ④森林認証材を活用した住宅
- ⑤見学会の開催など、効果的なPRを実施する住宅
- ⑥北方型住宅基準を満たす住宅
- ⑦地域産材利用を促進する道内市町村事業との連携
- ⑧フラット35地域連携型（地域活性化）の利用

※ 道産木材製品の利用促進とブランド価値の向上を目的とする「道産木材を使用した住宅」を認定する制度。

【応募先】

一般社団法人北海道ビルダーズ協会

住所：札幌市中央区大通西5丁目11 大五ビル5階

電話：011-215-1112

メール：hojo@do-ba.net



**HOKKAIDO
WOOD**
北海道産木材